

平成25年度 第2回芦屋市立義務教育諸学校教科用図書採択協議会 会議録

日 時	平成25年7月25日(木) 13:30~15:00
場 所	北館2階 会議室4
出席者	委員長 長谷川 則光 副委員長 山本 哲也 委員 目黒 強 菅原 淳也 金木 友子 伊田 義信 事務局 北野 章 野間 靖雅
会議の公開	非公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 資料説明

- 平成26年度使用芦屋市義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等
- 平成25年度特別支援学級における一般図書と下学年本の使用状況
- 平成26年度使用教科用図書調査研究資料

(2) 調査研究専門員会の報告と質疑

- 平成26年度特別支援学級で使用する一般図書について

(3) 協議及び答申

- 平成26年度特別支援学級で使用する一般図書の採択について

2 資料提出

- 資料1 平成25年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会名簿
- 資料2 平成26年度使用芦屋市義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針
- 資料3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等
- 資料4 平成25年度特別支援学級における一般図書と下学年本の使用状況
- 資料5 平成26年度使用教科用図書調査研究資料
- 資料6 一般図書見本

3 審議経過

上記の協議事項について、調査研究専門員より報告を受け、以下の質疑応答を行った。
(回答は調査研究専門員によるもの)

(菅原委員)

総合所見の中に教科書を選ぶ順番が書いてあるが、最初に検定教科書を選び、適さなかったら☆印本という順番で選ぶのか。いきなり一般図書を選ぶという事はないのか。

(北尾調査研究専門員)

そういうことはない。

(山本委員)

☆ 印本は資料の中のどこかに書いてあるのか。

(東田調査研究専門員)

この資料では、一般図書を教科書として使う場合を取り上げている。☆印本は、文科省が採択しているものなので、特別支援学校はこちらを使うが、特別支援学級はどちらも使うことができる。また、一般図書といってもどんな本でもよいわけではないので、まず文科省が採択した本があり、その中から兵庫県が採択する。さらにその中から芦屋市は何を採択するのかを、調査研究委員が実際に本を見て選定していったわけである。

(金木委員)

一般図書を使っていない学校は、一般の教科書を使っているのか、それとも別の本を使っているのか。

(事務局)

一般の検定教科書を使っています。

(目黒委員)

今回、拡大図書を採択する必要があると提案されているが、今回提案された165冊の一般図書の中にある拡大図書を選ぶということか。

(東田調査研究委員)

拡大図書は全く別のもので、教科書をもとに、教科書出版社がポイントを決めて作っている。しかし子どもの実態によっては、その字でも見えない子がいる。そういう場合は、ボランティアの方でフォントを合わせて作ってくれるので、そこに前年度に依頼しておいて、作成してもらおうという形をとっている。

(北尾調査研究委員)

様式3に訂正箇所がある。平成25年度使用を平成26年度使用に訂正する。

(金木委員)

第1回目の採択協議会で、調査専門委員を承認したが、この方々が選ばれた理由を教えてください。

(事務局)

芦屋市の公立小中学校にある特別支援学級のそれぞれの種別からひとりずつ入ってもらっている。また人数が5人以下なので、ひとりずつ入ってもらうとちょうど5人になる。

メンバーは、初めて担任した方ばかりが集まっても十分協議が深まらない。逆にベテランの方ばかりだと、来年度以降へつなぐのみにくい。ベテランの方も今年初めて担任をされた方も入るなど、バランスを考えている。

(金木委員)

調査研究委員になるには、司書の免許を持っている必要があるのか。

(東田調査研究委員)

たまたま自分が持っているだけで、特にその必要はない。

(菅原委員)

☆ 印本も4年ごとにかわるのか。

(東田)

4年ごとにかわる。

4 結論

- (1) 小学校用教科用図書は、平成25年度使用教科書と同じものを継続して使用する。
- (2) 中学校用教科用図書は、平成25年度使用教科書と同じものを継続して使用する。
- (3) 小中学校特別支援学級用教科用図書は、検定済教科書の他に下記の図書を採択する。
 - ① 特別支援学級での使用が認められている文部科学省著作の特別支援学校（小学部

中学部) 用教科書<国語・算数(数学)・音楽>

② 学校教育法附則第9条の規定による一般図書(別添, 教科用図書調査研究資料に掲載する169冊)

※ 視覚障がいの子供生徒については、実態に応じて拡大図書を使用することができる

5 答申

委員長が上記の内容を記した答申書を市教育委員会に提出